

<時間> $8:30 \sim 17:15$

<場所> 市役所1階ロビー

※状況により中止

することがあります





環境政策課 TEL 073-435-1114





きずは、身近な環境を考えて 3きりに取り組んでみよう!







れいぞうこ 冷蔵庫をチェックして 材料を使いきろう!

食べきり!



水きり



生ごみの水はしっかり しぼってね!

ステイホームでお家ご飯が増えています。**生ごみには水分がたくさん**含まれています。 それが、**臭いや重さの原因**です。3きりは、3Rのリデュース、リユースに繋がります。 みんなで一緒にリデュース、リユース頑張りましょう。

3R [Reduce(リデュース)、 Reuse(リユース)、 Recycle(リサイクル))



もちろん!布(衣類)もリユースできますよ~。 着なくなったものも、何かに作り替え(リメイク) をしたり、リサイクルショップやインターネットを 使って欲しい人に譲ったりすることもできます。





かん編



一般廃棄物課

日頃から電話でのお問い合わせの 多い内容を載せています。

参考にしてくださいね。

○ ゴミの分け方出し方に困ったら、 リリクルネットで検索できます。

http://www.rerecle.net/

リリクルネット 🔍





フライパンとお鍋を捨てたいんよー いつ、捨てたらええの?

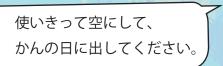
> はい、取っ手などは含まずに30cm 以内であれば、かんの日に出してくださ



スプレー缶は?



水筒は?







30cm未満で金属製のものは「かん」へ、

30cmを超えるものは「粗大ごみ」へ 出してください。





ごみ減量推進員の皆様、ごみ減量と分け方

・出し方の啓発に、ご協力頂きありがとうございます。



- ・小型家電回収立ち合い・集積場見回り・ごみ減量看板設置・不法投棄処理 飛散防止ネットの設置など
- ・町内広報誌に生ごみの減らし方や処理の仕方を掲載した。
- ・自治会、老人会、婦人会などでのごみ減量の啓発。



- ・コロナ禍でプラ容器の廃棄が多くみられる。ステイホームでごみ量が、 増えた気がする。
- ペットボトルのフタを外していない物が目立つ。
- ・一人ひとりの意識改革が大事と痛切に感じる。
- ・コロナの影響が収まれば分別指導を行いたい。

※コロナ禍で、活動が制限される中、取り組める範囲での報告を頂きました。 沢山のご意見ありがとうございました。 **~**

(令和2年度ごみ減量推進員活動報告書より、抜粋しました。)



和歌山市をみんなで 「ごみのないきれいなまちに」

ボランティアの方に、随時自主的に市内のパトロールを行って 頂くことにより、不法投棄を未然に防止することが目的です。



(活動例)

- 散歩時にパトロール。
- ・不法投棄物を発見したときは、市へ連絡。
- ・不法投棄をしている現場を見つけたときは警察へ連絡。



☆ベストは市が貸与します。☆活動中のけがや事故に備え保険に加入します。

(保険料は市が負担します)



※任期は、毎年度末に継続の意思確認を行います。



「単独処理浄化槽」・「汲み取り便所」を

合併処理浄化槽に改造※する場合、設置費用の補助金に加え、

補助は

予算の範囲内で

行いますので、

予算がなくなり次第

受付終了となります。

配管工事費用の補助金を上乗せ(上限 30 万円)します。

※改造とは、使用中の既存建物において、単独処理浄化槽・汲み取り便所から 合併処理浄化槽へ切り替えるものです。住宅の建て替えは含みません。

対象区域 公共下水道事業計画区域と集落排水整備区域を除く区域

令和3年4月以降に着工し、令和4年3月末日までに 補助対象

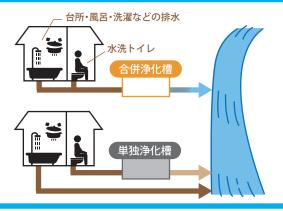
合併処理浄化槽の設置工事が完了する個人住宅。

【他にも諸条件があります。詳しくはホームページ、

または浄化衛生課までお問合せ下さい。】

令和3年6月14日(月)~令和4年1月31日(月) 受付期間

【お問合せ先】 浄化衛生課:☎ 073-435-1067



「単独処理浄化槽」は、し尿を処理するだけで、 「汲み取り便所」と同じく、生活雑排水を未処理の まま河川等に放流するため、川や海を汚して しまいます。水環境の保全と公衆衛生向上のため、 合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

小型家電等の地区回収について

必ず手渡しでお願いします

6月:大新·新南·宮·湊·西和佐·岡崎·西山東·東山東·加太

7月:中之島·野崎·和佐·川永·雑賀·小倉·山口

8月:砂山·四簡鄉·松江·楠見·安原

9月:雄湊·吹上·宮北·宮前·西脇·直川·和歌浦

10月:広瀬·今福·高松·芦原·貴志·有功·雑賀崎·田野

11月:本町·城北·三田·木本·紀伊·名草

小型家電等は、回収車両の待機場所で、

必ず決められた時間内に職員に直接お渡しください。

事前に置くと不法投棄となり処罰される恐れがあります。

日時や場所など詳しくは、地域の回覧板でご確認ください。

和歌山市民憲章

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、 平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

- 1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 2. 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
- 3. きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
- 4. 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
- 5. 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

(昭和41年10月12日定例議会で可決され、11月3日に制定されました。)



■発行/和歌山市一般廃棄物課

★ 和歌山市の「ごみ」に関する情報は、リリクルネットにも掲載しています ★

リリクルネット:http://www.rerecle.net/

和歌山市 HP:http://www.city.wakayama.wakayama.jp

リリクルネット



【お問合せ】電話 073-435-1352 FAX 073-435-1270 E-mail ippanhaiki@city.wakayama.lg.jp